

東京第一会計ニュース

2014(平成26)年6月1日発行

No.99  
CONTENTS

顧問先紹介【株式会社 コプティック】

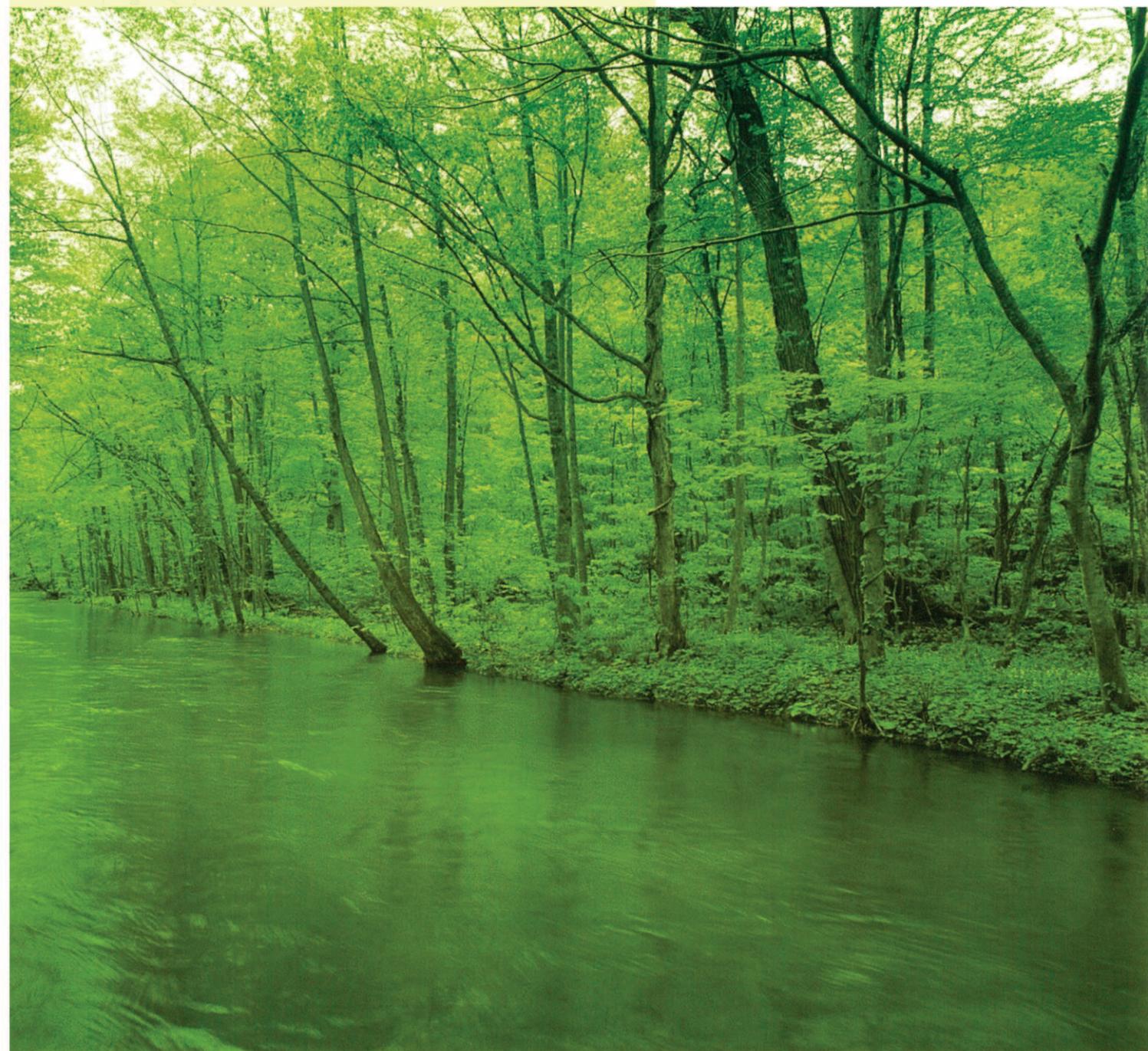
平成26年度税制改正

ワンポイント経済学

末広会だより

礎

いしずえ



# 平成 26 年度税制改正

## 復興特別法人税の 1 年前倒し廃止



経済の好循環を早期に実現する観点から、平成 24 年 4 月 1 日より納税義務のあった復興特別法人税について、納税義務が平成 26 年 3 月 31 日までの間に開始する事業年度までとなり、1 年前倒しで廃止となりました。

## 消費税増税



①平成 26 年 4 月 1 日以降の取引について、消費税を 5% から 8% に引き上げとなりました。

②平成 27 年 10 月 1 日以降の取引について、消費税を 8% から 10% に引き上げる予定です。10% 引上げ時又は 10% 時に食料品等の生活必需品について軽減税率が導入される方針です。

③簡易課税制度のみなし仕入率の改正

- ・金融業及び保険業を第五種とし、みなし仕入率を 50% (現行 60%) とします。
- ・不動産業を第六種とし、みなし仕入率を 40% (現行 50%) とします。

## 交際費の損金算入枠の拡大



中小法人について

《現行》

800 万円まで全額損金として認められます。

《改正後》

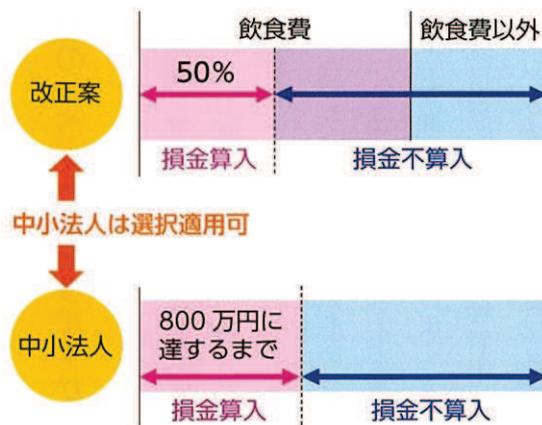
① 飲食費のための支出額の 50% (新設)

② 800 万円

① ② のどちらかを選択し規定の額に達するまでの全額を損金に算入できます。(2 年間継続適用)

※平成 26 年 4 月 1 日以降開始事業年度より適用

### 支出交際費等



## 給与所得控除の見直し



控除の上限が適用される給与収入 1,500 万円 (控除額 245 万円) を平成 28 年より 1,200 万円 (控除額 230 万円) に引き下げます。平成 29 年にはさらに 1,000 万円 (控除額 220 万円) に引き下げることになりました。

給与の収入金額	給与所得控除額		
	平成 25~27 年	平成 28 年	平成 29 年
162.5 万円以下	65 万円		
162.5 万円超~180 万円以下	収入金額 × 40%		
180 万円超~360 万円以下	収入金額 × 30% + 18 万円		
360 万円超~660 万円以下	収入金額 × 20% + 54 万円		
660 万円超~1,000 万円以下	収入金額 × 10% + 120 万円		
1,000 万円超~1,200 万円以下	収入金額 × 5% + 170 万円		220 万円
1,200 万円超~1,500 万円以下	収入金額 × 5% + 170 万円	235 万円	
1,500 万円超	245 万円		

**少額減価償却資産の損金算入の特例の延長**



パソコンやソフトウェアなど30万円未満の少額資産の投資促進を図るため、適用期限を平成28年3月31日まで2年間延長することになりました。

**中小企業投資促進税制の拡充**



平成29年3月31日までの間に生産性向上につながる設備を取得した場合に、即時償却または7%税額控除(資本金3,000万円以下の企業は10%)が認められます。

- ① 160万円以上の機械装置
- ② 120万円以上の一定の工具・器具備品
- ③ 70万円以上の一定のソフトウェア
- ④ 車両総重量3.5t以上の貨物自動車
- ⑤ 内航海運業用に供される船舶

資本金	現行	改正後
3,000万円超 ~1億円以下	30%特別償却 (税額控除なし)	即時償却 または 7%税額控除
3,000万円以下	30%特別償却 または 7%税額控除	即時償却 または 10%税額控除

このうち①~③の特  
定機械装置等が右記対象設備である場合には  
下図の適用を受けることができるようになります。  
尚、④⑤は現行のままです。

**自動車取得税の税率引き下げ**



① 自家用自動車(軽自動車を除く)は3%、営業用自動車及び軽自動車は2%となりました。

② エコカー減税については、自動車に係る軽減割合を現行の税率75%から80%へ拡充しました。

**自動車重量税の見直し**



① エコカー減税については、左図のとおり平成27年度の燃費基準を20%上回って達成した場合には、2回目の車検時まで自動車重量税が免税となりました。

	初回車検	2回目車検
H27年度燃費基準 +20%達成	免税	免税
H27年度燃費基準 +10%達成	△75%	
H27年度燃費基準 達成	△50%	



② 経年車については、自家用車・自家用バス・トラック(2.5t超)ともに下図の通りとなりました。なお、13年超の利用に該当する車については、平成26年より5,400円、平成28年に5,700円に順次引き上げが行われます。

	~13年	13年超	18年超
自家用乗用車 車両重量0.5tごと	4,100円	5,000円 ↓ 5,700円	6,300円
自家用バス・トラック (2.5t超) 車両総重量1tごと	上記同様	上記同様	上記同様

**軽自動車税の見直し**



① 四輪車については、平成27年度以降に新規取得される場合、税率を自家用自動車は1.5倍、そのほかの区分の車両は約1.25倍に引き上げます。

(ただしこれより以前に所有している車や新たに取得した中古車については現行税率のままとなります。)

② 二輪車については、平成27年度以降、税率を現行の約1.5倍(最低2,000円)に引き上げます。

# ワンポイント経済学

NISA（ニーサ）という言葉が最近よくテレビCM等で目にすると思います。気になる方もいらっしゃるのではないのでしょうか？

CMでは、剛力彩芽さんが「私も今日から投資家だー」と笑顔で叫んでいるあれです。政府の肝いりで始まったこの制度、アベノミクスの影響もあって、各証券会社が銀行とタッグを組んで大々的に宣伝をしています。

NISAとは英国の Individual Savings Accounts（個人貯蓄口座：通称 ISA）の日本版として発案され、日本版 ISA、ISA口座などと呼ばれていましたが、平成25年の公募によって「NISA」と名づけられました。ご存知のとおり「証券優遇税制」（10%軽減税率）は平成25年末で終了し、今年から再び譲渡益や分配金・配当金などに対する税率が、復興特別所得税も加わり<sup>20.315%</sup>になりました。このことに対し投資意欲への減退を防ぐ目的で、NISAは作られました。英国 ISA は平成11年にスタートし、平成21年までに約2390万人が口座を開設、英国総人口の4割を占めるまでに普及しました。英

## 「NISA（少額投資非課税制度）」って何？

国と比べて約3倍の個人資産を持つといわれる日本では国民の約8割に利用資格があり、広く普及されることを見込んでいるようすが果たしてどうなるのでしょうか。

### NISAの概要

- ① NISA口座で購入した株式投信・上場株式の譲渡益や分配金などが非課税。
- ② 非課税投資枠は毎年100万円まで。非課税期間は投資を始めた年を含めて5年間。
- ③ NISA専用の口座の開設が必要。
- ④ NISA口座はすべての金融機関を通じて一人一口座のみ開設可能。

（平成26年度税正で複数金融機関での口座開設が可能となりました。）



具体的には、平成26年から平成36年までの10年間、毎年100万円を上限に非課税投資枠を最長5年間設定できます。

毎年一口座ずつ開設してそれぞれを5年間設定すれば最大で年間500万円の非課税枠が利用できます。

ただし、損失が出た場合は注意が必要です。損失が出た場合でも損失はないものとみなされ、他の口座との損益通算を行うことができません。更に一度利用してしまった非課税枠は再利用できませんし、翌年に繰り越すこともできません。

また、NISA口座の所有者が亡くなった等相続が発生した場合にも注意が必要です。NISA口座自体が相続財産となるため、相続開始後に発生した分配金や配当金は被相続人の課税対象となります。相続人がこの口座を相続するときは、相続発生時の時価で取得価額の評価をします。

### 非課税期間終了後の取り扱い

最長5年間の非課税期間が終了した後は新たなNISA口座に移管するか、課税口座（一般口座もしくは特定口座）に移管します。

新たにNISA口座に移管する場合

当初100万円で購入したA社株が非課税期間終了時に120万円の時価になっていた場合、口座引継可能な額は100万円までなので20万円については「売却」もしくは「課税口座」への移管となります。(※図1参照)

逆に時価が80万円に下がっていた場合は、時価で引き継がれますから、残りの20万円分の新たな購入が可能です。(※図2参照)

図1

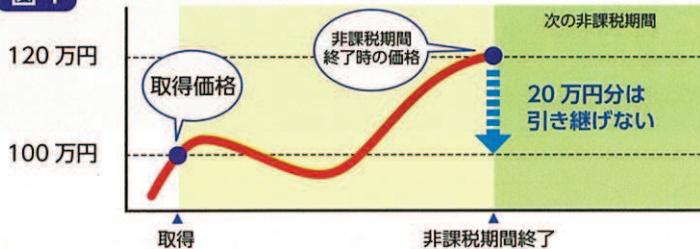
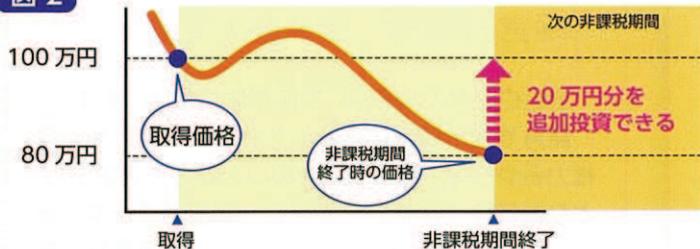


図2



課税口座に移管する場合

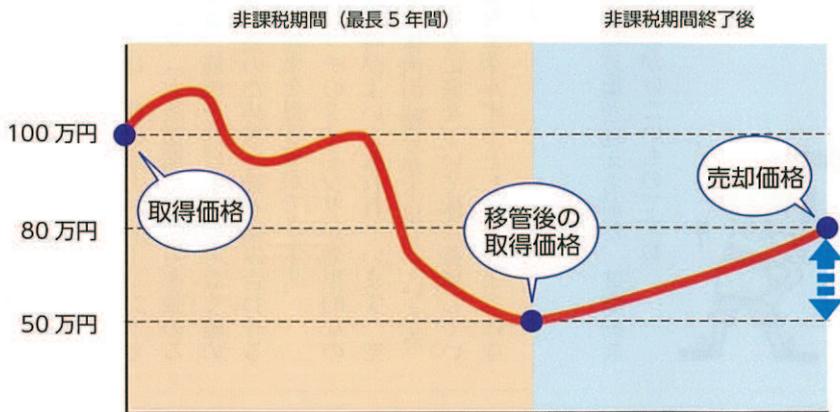
非課税期間終了時に取得価額より時価が上がってもその利益には課税されませんが、非課税期間終了以降も保有したのちに売却した場合は、非課税期間終了時の時価を取得価額として、売却時の利益に課税されます。

非課税期間終了時点で時価が取得価額以下の場合も先ほど同様に、そのときの時価を取得価額とするため当初の取得価額より低い金額で売却しても譲渡益が出れば、課税されます。

たとえばNISA開設時に100万円のB社株を購入、非課税期間終了時50万円まで時価が下がったとします。当然このままでは売却したくない、ということで一般口座に移管して、80万円になったときに売却した場合、取得価額は50万円となっていますので30万円の譲渡益に課税がされます。つまり、当初の取得価額100万円より低い価額で譲渡したにも関わらず、譲渡益に課税されます。(※図3参照)



図3 非課税期間に保有資産の時価が下落した場合



NISAの仕組みを見てきましたが、どうもなかなかわかりづらいというのが正直なところではあります。政府が本気で「貯蓄から投資へ」と考えているのであれば、もう少しシンプルでわかりやすいもので、投資家にとっても、金融機関にとっても、新たに市場に参加する人たちにもメリットがわかりやすい仕組みを作っていくべきではないかと思えます。



# 末広会だより



## 末広会 雑学セミナーのご案内

『最新の物流を探検する90分』

日時 平成26年8月3日(日)

ヤマト運輸の羽田クロノゲートの見学を行います。テレビコマーシャルなどでご覧になった方もいらっしゃると思いますが、今年の2月に一般公開された最新鋭の物流センターです。5つのアトラクションを通じ最新の設備と機能を実感する事が出来ます。夏休み期間中ですので、ぜひお子様と一緒にご参加ください。

見学終了後には暑気払いもかねて懇親会も予定しております。



## 若手経営者の会のご案内

『経営者と禅～禅体験セミナー～』

港区白金台の八芳園にて座禅体験を行います。

鎌倉や室町時代に普及した禅は、時代を超えて権力者やビジネスパーソンを捉えてきました。とりわけ昨今は京セラ名誉会長稲盛和夫氏や、米アップル創業者のステーブ・ジョブズ氏など影響力の大きい経営者が禅の修行を行っていたことで、若者から経営者まで多様な形で普及はじめています。

忙しい毎日の中、無心になり自分自身を見つめなおす時間を過ごしてみませんか。

当日は京都亀宝寺住職 中野東禅師をお迎えしご指導いただきます。

日時 平成26年6月17日(火)  
 集合 15時  
 座禅 15時30分～17時  
 懇親会 17時30分～19時30分  
 会費 10,000円



## 編集後記

梅雨の時期を迎え、湿度の高い日が多くなってきました。大気のジメジメともあいまって、体も重たく感じることはありませんか。

これはどうやら血流が悪くなって起る現象のようです。こんな時にお勧めなのはストレッチです。

ストレッチの種類には、静的ストレッチと動的ストレッチがあります。静的ストレッチとは、間接を動かし筋肉を伸ばし適度な時間維持することです。動的ストレッチとは、軽い筋力トレーニングです。ポンプ（血液循環）する力を強めるためには、筋肉を伸ばすだけでなく縮める力も必要のため静と動を組み合わせる事でより効果を得る事ができます。

ストレッチのタイミングが効果的なのは、空腹時がよいと言われています。空腹時は、体内の糖分が不足している為、糖分がすぐに底をついて体に蓄積していた脂肪をエネルギーとして使うようになる為です。

本格的な夏場を迎える前に、健康的な体作りを心がけたいですね。

